妊娠、出産にかかる費用のめやす

◇妊娠中の健診費用 約11万円
◇出産、入院費　約49万円
　（正常分娩の場合）
※厚労省「社会保障審議会医療保険部会資料」より

育児用品の価格のめやす

◇新生児衣料(肌着、おむつ等)
　約18,000円～
◇授乳用品(哺乳瓶等)
　約14,300円～
◇寝具(シーツ、かけ布団等)
　約33,400円～
◇外出用品(ベビーカー等)
　約34,500円～
※ユニ・チャームHP「育児お役立ち情報」の数値を参照

認可保育所、認定こども園等の保育料のめやす

保育所,認定こども園(保育)
　3歳未満児　　0～48,000円
保育所、認定こども園(保育・教育)、幼稚園
　3歳以上 0円　(令和元年10月から無償化)

学校種別の年間学習費総額

※このなかに給食費、学校外活動費も含みます。
※令和5年度文部科学省「子どもの学習費調査」より

[公立]	幼稚園	184,646円
	小学校	366,599円
	中学校	542,450円
	高　校	596,954円
[私立]	幼稚園	347,338円
	小学校	1,741,516円
	中学校	1,560,359円
	高　校	1,179,261円

妊娠

誕生

幼稚園

妊娠・出産する母子の健康と生活を支える制度

○妊娠届(母子健康手帳交付)　P14
○健診費用の補助　P14
○出産費用の支給　P15
○出産・子育て応援　P14-15
○出産のために会社を休んだ場合の手当の支給　P21
○母子の医療 保健関係の支援制度　P18-19

育児中の保護者と子どもの生活を支える手当や貸付等

○養育医療給付　P18
○乳幼児の健康診査と相談　P19 P28
○訪問指導　P19
○歯科健康診査　P19 P28
○発達支援事業　P19
○産休、育児休業制度　P20-21
○育児休業中仕事を休んでいる間の給付金の支給　P22
○育児休業中の生活資金の貸与　P23
○仕事探しを支援する機関等　P24-25

保育所・認定こども園

子どもが病気になったときの支援

○子ども医療費の補助　P15 P28
○病児・病後児保育　P17
○ひとり親家庭等医療費の補助　P27
○小児慢性特定疾病医療費の公費負担　P18
○育成医療給付　P18

乳幼児期の子どもと保護者に対する訪問、相談、交流の場

○専門職の家庭訪問等による育児相談　P19
○子どもや子育てに関する相談　P18
○育児相談や育児サークル　P16
○子育て中の親子の交流の場　P16 P19

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援

経済的に困窮している場合

(1)生活保護を受けている家庭への支援
　〇子どもの教育にかかる費用を支給する。　P33

(2)生活保護を受けていない家庭への支援

　〇生活困窮者自立支援事業　P57-58

ひとり親家庭になった場合

(1)手当、貸付による支援
　〇児童扶養手当の支給　P26
　〇生活費や技能習得等自立生活に必要な経費の貸付　P16 P37
　〇医療費の一部を支給する。　P27
　〇就職に有利な資格取得を支援するための給付金を支給する。　P16
　〇養育費の取り決めに関する支援　P16

障害がある場合

(1)手帳の制度
　〇福祉のサービスを受けるための療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳　P47-48

(2)医療に対する支援
　〇精神疾患のある方への医療費の補助　P48
　〇心身に重度の障害のある方への医療費の補助　P48

(3)手当、サービス等による支援
　〇心身に重度の障害のある方への支援　P48
　〇心身に障害のある児童への支援　P48-50

(4)相談、訪問などによる支援
　〇障害のある方のさまざまな相談に応じるところ　P51

小学生が１年間でかかる費用

◇学年別の平均（公立）

１年生	395,394円
２年生	297,710円
３年生	318,916円
４年生	359,778円
５年生	392,755円
６年生	432,708円

※小学校平均366,599円の内訳

学校教育費	74,336円
学校給食費	35,774円
学校外活動費	256,489円

※令和5年度文部科学省「子どもの学習費調査」より

学童保育所、学童クラブ利用料のめやす

前年度市町村民税課税世帯	月額7,000円
前年度市町村民税非課税世帯	月額4,500円
生活保護世帯	月額2,000円

中学生が１年間でかかる費用

◇学年別の平均（公立）

１年生	545,239円
２年生	473,569円
３年生	607,325円

※中学校平均542,450円の内訳

学校教育費	150,761円
学校給食費	35,671円
学校外活動費	356,018円

※令和5年度文部科学省「子どもの学習費調査」より

小学１年

子育てに関わる相互援助

○ファミリー.サポート.センター事業 P17

○おおむたキャロットサービス事業 P17

長期休暇や放課後の子どもの生活の場

○学童保育所、学童クラブの利用 P17

思春期・青年期の課題に対する相談

○発達障害のある方やその家族への支援 P50

○若者の自立にむけた総合的なサポート P52

中学１年

○不登校や引きこもりで悩んでいる方や家族への支援 P34 P51

○学習支援事業 P57-58

高校進学や修学のための支援制度

○福岡県教育文化奨学財団高校奨学金【予約募集】 P37

○各種奨学金等 P37-46

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援

経済的に困窮している場合

(1)生活保護を受けている家庭への支援
　○子どもの教育にかかる費用を支給する。　P33

(2)生活保護を受けていない家庭への支援
　○子どもの教育費や入学に必要な費用を貸し付けする。　P37
　○小中学校の給食費や修学旅行費等を支給する。　P31-32
　○生活困窮者自立支援事業　P57
　○学習支援事業　P57-58

ひとり親家庭になった場合

(1)手当、貸付による支援
　○児童扶養手当の支給　P26
　○生活費や技能習得等自立生活に必要な経費の貸付　P16 P37
　○医療費の一部を支給する。　P27
　○就職に有利な資格取得を支援するための給付金を支給する。　P16
　○養育費の取り決めに関する支援　P16
(2)相談、訪問などによる支援
　○就職や自立にむけての相談　P24-25
　○保育などを一時的に援助するもの　P16-17

障害がある場合

(1)手帳の制度
　○福祉のサービスを受けるための療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳　P47-48

(2)医療に対する支援
　○精神疾患のある方への通院費の補助　P48
　○心身に重度の障害のある方への医療費の補助　P48

(3)手当、サービス等による支援
　○心身に重度の障害のある方への支援　P48
　○心身に障害のある児童への支援　P48-50

(4)教育に関する支援
　○特別支援学校や特別支援学級に通う子どもに対して、学費や給食費等を補助する。　P49

(5)相談、訪問などによる支援
　○障害のある方のさまざまな相談に応じるところ　P51

高校生が１年間でかかる費用(注1)

公立高校（全日制）

1年生	700,292円
2年生	581,984円
3年生	505,052円

私立高校

1年生	1,274,274円
2年生	978,509円
3年生	824,452円

入学初年度に必要な学費のめやす(注2)

国立大学	819,800円
私立文系	1,194,841円
理系	1,530,451円
医・歯科学部	4,821,704円
専門学校	
工業系分野	約123-142万円
教育社会福祉分野	約114-119万円
商業実務分野	約110-124万円
医療、衛生分野	約114-183万円

※大学4年間の学費平均

国立大学	約 240万円
私立文系	約 400万円
理系	約 550万円
医、歯学部	約2,300万円

病気になったときの医療費のめやす

例）30日程度の入院が必要な場合(注3)
平均約20万円(注4)

※治療費、食事代、差額ベッド等を含む。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

介護サービスを利用するときの費用のめやす

◇自宅で介護を受ける場合(例 要介護3)

ヘルパー(毎日)	約15,000円
訪問看護(週2回)	約 5,000円
通所リハビリ(週2回)	約 8,000円
※食費	約 4,000円
福祉用具レンタル(ベッド)	約 1,300円 月額約33,300円
住宅改修(手すり設置、段差解消)	約20,000円

◇施設に入所する場合(例 要介護3)

グループホーム	約13-17万円
有料老人ホーム	約10-17万円
特別養護老人ホーム	約10-12万円
老人保健施設	約10-15万円

住み替えをするときの費用のめやす

高齢者用賃貸住宅	約16-17万円

※家賃、食費込み(サービス利用料別)

(注1)文科省「令和5年度子どもの学習費調査」より
(注2)文科省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」
「令和5年度私立大学入学者に係わる初年度学生納付金平均額」より　専門学校は令和5年度専修学校各種学校調査統計資料より
(注3)厚労省「患者調査／令和5年」の中年期の平均入院日数を反映
(注4)生命保険文化センター「生活保障に関する調査／令和7年度(速報版)」の数値を参照

高校１年
大学
専門学校
就　職
結　婚
中高年
高齢期

○高等学校等就学支援金 P35
○高等学校等就学給付金 P36
○生活保護家庭高等学校等就学費 P39
○福岡県教育文化奨学財団高校奨学金 P37
○定時制通信制修学奨励金 P37
○各種奨学金　等 P37-46
○日本学生支援機構(予約募集) P43
○あしなが育英会奨学金予約募集 P38
○交通遺児等育英会奨学金予約募集 P38
○新聞奨学生制度(予約募集) P44

○日本学生支援機構（在学採用、緊急採用）
（第1種：無利息　第2種：利子付）

大学や専門学校独自の奨学金制度 P43
（成績優秀者への貸与や給付の場合）

資格取得、研究等使途を限定した奨学金
国の教育ローン　大学独自の連携ローン

＜専修学校一般,高等課程,専門学校の場合＞
○若年者専修学校等技能習得資金 P38
○勤労者学生控除 P40
○福岡県教育文化奨学財団奨学金 P37
○生活福祉資金 P38
○福岡県看護師等修学資金 P42

就職や離職したときの支援
○大牟田公共職業安定所 P24 P52
○福岡県若者就職支援センター P52
○福岡県ママと女性の就業支援センター P25 P53
○福岡県中高年就職支援センター P53
○生活支援等諸制度 P54-55
○労働関係相談窓口 P54
○筑後若者サポートステーション P56
○生活困窮者自立支援事業 P57-58
○奨学金返還支援制度 P59

配偶者等からの暴力や家庭のトラブルがあるときの支援
○大牟田市男女共同参画センター P55

高齢期におこる問題に対する支援
○大牟田市福祉課 P60-62
○大牟田市地域包括支援センター P60-62
○介護予防・日常生活支援総合事業 P60-61
（筋力アップ教室、口腔機能向上教室、
認知症予防教室等）
○高齢者福祉サービス P61
（緊急通報システム、オムツ支給等）
○介護保険(在宅サービス,施設サービス,
福祉用具レンタル、住宅改修等) P61-62

認知症により金銭管理や契約行為に不安なときの支援 P62

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に職業に就けない場合

(1)若者が就職して自立するための支援
　筑後若者サポートステーション　P56
　（通称 筑後サポステ）

経済的に困窮している場合

(1)生活保護を受けている家庭への支援
　○高等学校等就学支援金の加算　P35
　○高等学校等奨学給付金　P36
　○高等学校等就学費の給付　P39
(2)生活保護を受けていない家庭への支援
　○高等学校等就学支援金の加算　P36
　○私立高校授業料軽減措置　P40-41
　○生活困窮者自立支援事業　P57

ひとり親家庭になった場合

(1)手当、貸付による支援
　○児童扶養手当の支給　P26
　○生活費や技能習得等自立生活に必要な経費の貸付　P37
　○医療費の一部を支給する。　P27
　○就職に有利な資格取得を支援するための給付金を支給する。　P16
　○養育費の取り決めに関する支援　P16
(2)相談、訪問などによる支援
　○就職や子どもの教育、貸付等の相談　P24-25　P37
　○保育などを一時的に援助するもの　P16-17

障害がある場合

(1)手帳の制度
　○福祉のサービスを受けるための療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳　P47-48
(2)医療に対する支援
　○精神疾患のある方への通院費の補助　P48
　○心身に重度の障害のある方への医療費の補助　P48
(3)手当、サービス等による支援
　○心身に重度の障害のある方への支援　P48
　○心身に障害のある児童への支援　P48-50
(4)教育に関する支援
　○特別支援学校や特別支援学級に通う子どもに対して、学費や給食費等を補助する。　P49
(5)相談、訪問などによる支援
　○障害のある方のさまざまな相談に応じるところ　P51

経済的に困窮している場合

※パンフレット『高齢者のくらしを応援します』
　「利用するときの負担と軽減」等参照

(1)生活福祉資金貸付→社会福祉協議会
　○リバースモゲージ
　　資産価値のある土地を担保に生活資金を借り、死亡とともに償却される。
(2)税金、保険料等の減免
　経済状況等により減免の対象になることがある。
(3)障害者控除
　障害者手帳の他に要介護認定を受けていることで、福祉課から証明書を発行することが可能。
　その証明書をもとに税務署に申告すると、所得税の控除対象になる。